

団体説明会（計画骨子案） 実施報告

1. 日 時 令和5年9月6日（水）午後3時～午後4時

2. 場 所 小松橋区民館 5階 タウンホール

3. 参加人数 26名

4. 資 料

江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（骨子案）

5. 説明会におけるご意見等（提出された意見シート含む）

* 詳細は資料2のとおり

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>1.個別避難計画の策定、福祉避難所の設置について 大規模災害は差し迫った問題であるので、より具体的な目標を課題として掲げるべきである。</p>	<p>P103 個別避難計画に関して、「基本目標5 安心して暮らすことのできる環境の整備」の「1 安全・安心な生活環境の確保」に、事業として「避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成・更新」を、また、福祉避難所について同じく基本目標5の1に、事業として「福祉避難所の整備」(新規事業)を掲載しています。</p>	<p>・(個別避難計画に関して)福祉職を参画させるという国のガイドラインへの対応については、防災課と調整しながら、今回の計画に反映できるものは反映していきたいと考えています。 ・(福祉避難所に関して)防災担当部署、福祉担当部署で連携を図りながら取り組んでおり、可能な限り早急に進めていきたいと考えています。</p>
<p>2.共生社会の実現について 計画を見て、実際に実現していくための具体策が分からない。 区は縦割りで連携ができていないと感じている。 対象を限定せず、高齢者、障害者、生活困難者、外国人と連携・協働していく必要があるのではないか。</p>	<p>区では、高齢・障害・子ども等の福祉の各分野に共通する、地域福祉を推進する基本的な指針となる地域福祉計画を策定しており、当計画に基づき、公的な支援と地域の支えあいによる支援が重層的に機能する、包括的な支援体制の構築を推進します。 なお、本計画においては、施策体系に基づく事業の実施を通じて計画の実現に取り組みます。</p>	<p>地域福祉計画の策定にあわせて、関係部署が集まって検討していく体制は構築できてきています。すぐには難しいが、いただいた意見について趣旨の理解、認識はしてるので、切り口や機会を庁内で検討していきたいと考えています。</p>
<p>3.成果目標に記載のない事項について 障害福祉計画に記載の目標以外のことをやらないのか。</p>	<p>ニーズの多様化・複雑化に伴い、計画期間において計画に記載のない取組が必要となることは十分考えられます。 諸課題に対し、障害者団体、ボランティア団体、事業者等と連携の上、取組みます。</p>	<p>区で策定する障害者計画の成果目標や事務事業に書いていないことはできないということはありません。 地域に即した課題について、より良い障害者施策につながる活動は、ぜひ取り組んでいただきたいし、可能な範囲ではあるが、区もバックアップができるか考えていかなければならないと思っています。</p>
<p>4.成年後見制度の見直しについて 国の成年後見制度の見直しが進められている中で、区における周知、利用促進の考えを知りたい。</p>	<p>P52 「基本目標1 とともに支えあう地域社会の構築」の「2 相談・コミュニケーション支援」の中の「(1)② 権利擁護体制の充実」において、「江東区成年後見制度利用促進計画」に基づいて進めていく旨掲載しています。</p>	<p>具体的な検討については、関係所管と調整しながら検討していきたいと考えています。</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>5.施策の具現化について 調査状況が多く載っているが、課題としての記載は「～の拡充」、「～の強化」「～充実」という表現になっている。 実際に聞き取りで集めた声をどのように反映して施策に生かしていくのか具体的な方向性を知りたい。</p>	<p>統計データや障害者実態調査結果等からうかがえる課題として整理し、それぞれの施策において方向性を示しています。</p>	<p>具体的で細かな内容については、これからの作業になります。 本日は骨子案として理念と目標、施策の柱まで整理しており、今後、各施策の柱ごとに具体的な施策を立てて、庁内関係部署で実施している事業を各施策に紐づけて示していく予定です。</p>
<p>6.緊急一時保護の拡充について 保護者の疾病やケガの際の緊急一時保護は、現在は待ちとなることがある中、骨子案には入っていないように思ったので、意見を聞きたい。</p>	<p>P72 「基本目標2 自立した生活を支える支援の充実」の「1 生活を支えるサービスの充実」に、事業として「緊急一時保護」を掲載しています。</p>	<p>6月に議会で報告し、障害者のグループホーム、中でもショートステイの枠を整備しようとしています。使いたいときに利用できる環境を整えるようにしたいと考えています。 現在は、利用者の利用日数の上限を整備しています。</p>
<p>7.虐待防止センターの機能強化について 受けた通報に対して、結論だけ言われて終わることがある。 判断するにあたって合議でやって、必要な場合には記録を開示できる体制にしてほしい。</p>	<p>外部のスーパーバイザーと連携の上、虐待防止センターとして調査、判断を行っています。 記録の開示については、守秘義務や個人情報保護の観点から難しいものと考えています。</p>	<p>判断については、区の職員だけでなく、外部のスーパーバイザーと相談し、虐待にあたる場合、その知見をもとに虐待防止センターとして調査しています。 虐待防止センターには開示義務はないので、開示は難しいです。</p>
<p>8.虐待通報における区の対応について 虐待ではないかと思える事案の際、虐待でないという結果だけ示されて、経緯の開示がない中で、納得するのは難しく、区の対応が不適切と感ずることがある。</p>	<p>基本的には、虐待にあたらぬ場合、虐待防止センターとして対応することはできませんが、適切な関係機関につなぐなどの対応を取っています。</p>	<p>虐待でないだけで回答することもあるかもしれないが、基本的には、虐待でなくても課題や問題があれば、関係機関につなぐなどの対応を取っています。</p>
<p>9.目標や計画の視点について 地域社会に根付く、就労や社会参加の促進だけでなく、障害者(障害児)自身やその家族が笑顔で楽しく過ごすためにはどのようにしたらよいかという計画があるとよい。</p>	<p>施策体系に基づく事業の実施を通じて、障害のある方の余暇活動等、地域における多様な活動の推進や、ご家族等介護者の負担軽減に取り組みます。</p>	<p>柱や目標として記載するのは難しいが、毎日の笑顔が増えるようにすることは、仕事の目的であるので、その想いで計画を作り、事業に取り組みたいと思っています。</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>10.コロナ禍を経た計画策定について 前回の計画から今回の計画の間に、新型コロナウイルス感染拡大を通して、今までとは違う施策や支援の工夫が行われたと思う。今回の計画に、コロナ禍を乗り越えた経験や工夫等を盛り込んだものが具体的にありと良いと思う。</p>	<p>コロナ禍を経て得た知見は事業ごとに多岐に渡ることから、具体的な内容を計画に記載するのは難しい状況ですが、コロナ対策として実施した対策のうち、コロナ後も活用できることについては、各事業において今後も引き続き実施していきます。</p>	<p>※後日、意見シートによる提出のため、当日の回答なし</p>
<p>11.災害時に必要な支援について 「避難行動要支援者制度に関する周知」が課題であるとしているが、現制度では実効性に乏しいことから周知されなかった。令和3年5月の内閣府ガイドラインの改定に則って、区の防災対策を刷新する必要があるにも関わらず、2年経っても進んでいないことが一番の課題である。</p>	<p>区における地域防災計画の見直しに合わせて、避難支援の担い手の確保や福祉避難所の在り方等、避難行動支援全般について、防災担当部署と福祉担当部署が連携の上、検討を進めています。</p>	<p>※後日、意見シートによる提出のため、当日の回答なし</p>
<p>12.基本理念や施策展開について 「当事者参加」「選択を支える環境づくり」「選択するための支援」という視点が必要。情報コミュニケーションに困難を抱える当事者のアクセス手段の確保や情報バリアフリーの推進、意思表出や意思疎通の支援を充実する取り組みを組み込んでほしい。</p>	<p>P54、58 施策の柱の1つである「相談・コミュニケーション支援の充実」のなかで、「情報アクセシビリティの向上」や「意思疎通支援の充実」といった施策に取り組みます。</p>	<p>※後日、意見シートによる提出のため、当日の回答なし</p>